

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成29年11月16日京都市条例第10号）（環境政策局地球温暖化対策推進室，都市計画局都市景観部風致保全課，都市計画局建築指導部建築指導課，建設局みどり政策推進室）

都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）の施行による都市緑地法等の一部改正に伴い，京都市都市公園条例ほか10条例について，規定を整備することとしました。

この条例は，平成30年4月1日（ただし，京都市都市公園条例の改正の規定は，公布の日）から施行することとしました。

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を公布する。

平成29年11月16日

京都市長 門川大作

京都市条例第10号

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
(京都市都市公園条例の一部改正)

第1条 京都市都市公園条例の一部を次のように改正する。

第19条中「第5条の3」を「第5条の11」に、「行なう」を「行う」に改める。
(京都市風致地区条例の一部改正)

第2条 京都市風致地区条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第7号中「^{たい}堆積」を「堆積」に改め、同条第2項第4号イ中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同項第12号中「^{たい}堆積」を「堆積」に改める。

第5条第1項第1号ウ(イ)及び第3号ウ(イ)中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同項第5号エ(イ)及び第8号中「^{ぼう}地貌」を「地貌」に改め、同項第10号中「^{たい}堆積」を「堆積」に改める。

第6条第1項及び別表種別の項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同表備考2中「^{たい}堆積」を「堆積」に改める。

(京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)原谷特別工業地区建築条例の一部改正)

第3条 京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)原谷特別工業地区建築条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項本文中「(り)項第3号」を「(ぬ)項第3号」に改め、同条第2項中「聞かなければ」を「聴かなければ」に改める。

(京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)西陣特別工業地区建築条例の一部改正)

第4条 京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)西陣特別工業地区建築条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、「別表第2(り)項第2号」を「別表第2(ぬ)項第2号」に改める。

(京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正)

第5条 京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を次のよう

に改正する。

第4条第3号、第11条第4項及び第24条第1項第2号中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

別表第2 京都産業大学本山地区の項、京都産業大学神山第2地区及び京都産業大学総合グランド地区の項、立命館大学氷室地区の項、京都第二赤十字病院・梅屋小学校跡地地区の項、府庁地区官庁街地区の項及び瓜生山学園地区の項から京都精華大学地区の項までの規定中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同表二条駅A地区の項から二条駅C地区の項までの規定中「別表第2（ち）項第3号」を「別表第2（り）項第3号」に改め、同表京都市高度医療・保健衛生福祉A地区の項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同表山科駅地区の項中「別表第2（ち）項第2号」を「別表第2（り）項第2号」に、「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同表九条西洞院地区の項及び東九条西山王町地区の項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同表吉祥院宮ノ東町A地区の項から吉祥院宮ノ東町C地区の項までの規定中「別表第2（を）項第7号」を「別表第2（わ）項第7号」に改め、同表久世高田・向日寺戸A地区の項から久世高田・向日寺戸C地区の項までの規定中「別表第2（ち）項第2号」を「別表第2（り）項第2号」に改め、同表太秦安井山ノ内A地区の項から京都外国語大学地区の項までの規定中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同表西院溝崎町地区の項中「別表第2（を）項」を「別表第2（わ）項」に改め、同表佛教大学広沢大学地区の項から京都大学桂キャンパスB-1地区及び京都大学桂キャンパスC地区の項まで及び桂坂学術研究地区の項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同表納屋町商店街地区の項中「（ち）項第2号」を「（り）項第2号」に改め、同表醍醐センター地区の項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同表竹田藁屋町油小路通沿道街区地区の項中「（ち）項第2号」を「（り）項第2号」に、「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同表京都ファッション産業団地A地区の項から京都ファッション産業団地C地区の項までの規定中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

（京都市娯楽・レクリエーション地区内における建築物の制限の緩和に関する条例の一部改正）

第6条 京都市娯楽・レクリエーション地区内における建築物の制限の緩和に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中「第8項本文」を「第9項本文」に改める。

（京都市都市計画関係手数料条例の一部改正）

第7条 京都市都市計画関係手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第1(7)の項中「又は第13項ただし書」を「第13項ただし書又は第14項ただし書」に、「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同表(8)の項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

(京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)職住共存特別用途地区建築条例の一部改正)

第8条 京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)職住共存特別用途地区建築条例の一部を次のように改正する。

第3条本文中「別表第2(ち)項第2号」を「別表第2(り)項第2号」に改める。

(京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)御池通沿道特別商業地区建築条例の一部改正)

第9条 京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)御池通沿道特別商業地区建築条例の一部を次のように改正する。

第3条中「別表第2(ち)項第3号」を「別表第2(り)項第3号」に改める。

(京都市京北区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第10条 京都市京北区域内における建築物の制限に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項第3号、第5条の見出し並びに同条第1項及び第2項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

(京都市地球温暖化対策条例の一部改正)

第11条 京都市地球温暖化対策条例の一部を次のように改正する。

第50条第1項本文中「第4条第2項第7号」を「第4条第2項第8号」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、その他の規定は平成30年4月1日から施行する。

(環境政策局地球温暖化対策推進室、都市計画局都市景観部風致保全課、都市計画局建築指導部建築指導課、建設局みどり政策推進室)